

「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」(仮称)
企画運営業務

企画コンペ実施要領

令和 8 年 2 月

盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会（※1）（以下「実行委員会」という。）が実施する「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」（仮称）企画運営業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

※1 盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

県内外からの観光客等の誘客促進及び地元産業の振興の推進に取り組むため平成24年に設立。盛岡広域振興局、盛岡管内市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）、観光商工団体、鉄道事業者、バス事業者及び報道機関等の44団体で構成（委員長：盛岡広域振興局長、事務局：盛岡広域振興局経営企画部）

1 本業務の概要

- (1) 業務名及び数量
「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」（仮称）企画運営業務 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (3) 業務の仕様
資料2「業務仕様書」のとおり。
- (4) 予算額（実行委員会委託料）
2,500,000円以内（税込） ※2

※2 予算額に変更が生じたときは、事務局から参加者あて速やかにその旨を連絡する。また、本業務は令和8年度実行委員会予算が成立することを前提として企画コンペを実施するものであり、令和8年5月開催予定の総会での審議状況等により、事業内容を変更し又は契約しないこと等の措置を行う場合があること。

2 参加者の資格要件に関する事項

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たしている者であり、かつ、実行委員会から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も可とするが、この場合は、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、実行委員会が必要に応じて代表者以外の構成員についても下記3の(4)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

【参加資格】

- (1) 本業務の実施について、実行委員会の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、実行委員会は、事業者の代表者等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 上記(6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当部署

盛岡広域振興局経営企画部産業振興室 担当：菊池、泉山
住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 盛岡地区合同庁舎
電話：019-629-6514、FAX：019-629-6529
E-mail：BA0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する次の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。
トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）
「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

様式（word 形式）

資料 3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問を【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

- ア 受付期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで
- イ 受付先 上記(1)のとおり。
- ウ 提出方法 電子メール又は FAX による。
- エ 回答方法 受付した質問項目と回答を取りまとめて、岩手県ホームページで公表する。
- オ 回答期日 令和 8 年 3 月 12 日（木）

(4) 参加資格の確認

企画コンペに参加しようとする者は、以下により参加資格確認申請書類を提出しなければならない。

- ア 提出書類

【様式 1-2】 参加資格確認申請書

【様式 1-3】 会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主なイベント等受注実績
直近の財務諸表

- イ 提出期限 令和 8 年 3 月 19 日（木）必着
- ウ 提出先 上記(1)のとおり。
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- ① 持参 開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。
- ② 郵送 配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ 参加資格確認申請書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は企画コンペに参加できない。

カ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「5 委託候補者の選定等に関する事項」に定める選考委員による審査の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書等を作成する。

【様式2】「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」(仮称) 企画運営業務企画提案書(任意様式可) ※3

※3 資料2「業務仕様書」の委託業務の内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

- ・ 具体的な実施内容及び実施方法(委託業務の内容毎に整理して作成)
- ・ 作業及び事業実施スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 再委託の有無、再委託先及び再委託の業務内容(予定で可)

【様式3】見積書(任意様式可) ※4、※5

※4 当該イベント開催に要する費用の全部について見積を行うこと。

※5 本業務の実施に要する経費の内訳(項目、数量、単価、金額及び税額等)を明らかにした積算内訳書を作成し、見積書に添付すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 各6部

イ 提出期限 **令和8年3月26日(木) 必着**

ウ 提出先 上記3の(1)のとおり。

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ① 持参 開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- ② 郵送 封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ その他

- ① 提案は、参加者1者につき1提案とし、複数の提案は認めない。
- ② 画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、参加者がその所有者、保有者等からあらかじめ承諾を得なければならない。
- ③ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができない。
- ④ ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(3) 企画提案の無効

上記3の(4)のオ及びカにより参加することができない者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、本企画コンペに関する条件に違反した事案

5 委託候補者の選定等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員による書面審査により行う。

(2) 企画提案選考委員による審査（予定）

ア 実施日 令和8年4月6日（月）から4月20日（月）まで書面審査（現時点で予定であり、変更する可能性がある。）

イ 実施方法

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書等より行う。
- ② 審査委員から企画提案内容について質問があった場合には、令和8年4月13日（月）午前12時までに参加者に連絡するものとし、回答期限を令和8年4月15日（水）午後5時までとする。

(3) 委託候補者の決定

ア 実行委員会は、企画提案選考委員の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 委託候補者が決定した後、速やかに参加者あて審査結果を書面で通知する。

ウ 実行委員会と委託候補者は、企画提案に沿って、契約内容についての必要な協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

エ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 企画コンペ参加の辞退

上記4の(2)により企画提案書等を提出した者が、企画コンペへの参加を辞退する場合は、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、令和8年4月2日（木）の午後5時までに、上記3の(1)の担当部署あて持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、企画コンペの参加を辞退した者が、このことを理由として、今後、実行委員会又は岩手県が実施する他の企画提案募集等において不利益な取り扱いを受けることはない。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

委託候補者との契約締結に当たっては、上記5の(3)のウのとおり、企画提案書に記載された事項について必要な協議・調整を行い、仕様を確定して契約を締結するものである。

よって、委託候補者が行った見積の金額が、必ずしも契約額とはならない場合がある。

(4) 委託料の支払い

原則として委託業務完了後の精算払いとするが、業務の実施計画等に応じて前金払いとする場合がある。

7 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、実行委員会が委託候補者を決定する前に、他の参加者に対して意図的に企画提案書を開示してはならない。

(4) 候補者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断するときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が実行委員会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペに参加するために必要な経費は、全て参加者が負担する。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

9 企画提案に関するスケジュール（一部、再掲）

令和8年2月25日（水）	企画提案の公募開始（県ホームページに実施要領等を掲載）
令和8年3月5日（木）午後5時	質問票の提出期限
令和8年3月12日（木）	質問票への回答期日
令和8年3月19日（木）	参加資格確認申請書等の提出期限
令和8年3月26日（木）	企画提案書等の提出期限
令和8年4月2日（木）午後5時	企画コンペ参加辞退届の提出期限
令和8年4月6日（月）～4月20日（月）	企画提案選考委員会（書面）
令和8年4月13日（月）午前12時	企画提案内容に対する参加者への質問提出期限
令和8年4月15日（水）午後5時	上記質問内容に対する参加者の回答期限
令和8年4月下旬	委託候補者決定
令和8年5月下旬	委託契約締結